

## 第 754 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和4年6月7日（火）14時から
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
  - (1) 「ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について  
（業務部 通関総括 1 部門 浦本 統括審査官）」
  - (2) 「RCEP 協定等の積送基準における在香港機関が発給する非加工証明書  
の取扱いについて」  
（業務部 原産地調査官 甲田 上席調査官）」
4. 連絡事項等

関係者 各位

ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置を実施することが決定され、5 月 10 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 191 号）等が 5 月 20 日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 4 年 5 月 13 日財関第 341 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・告示・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 4 年 5 月 13 日財関第 341 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z341.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153

関係者 各位

## RCEP 協定等の積送基準における在香港機関が発給する非加工証明書の取扱いについて

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

中国から香港を経由して日本に到着する貨物について、RCEP 協定による特惠税率を適用する際には、同協定の積送基準を満たすことを証明する書類として、輸入申告の際に関税法施行令第 61 条第1項第2号口に規定する「運送要件証明書」の提出が必要となります。

RCEP 協定上の中国の原産品とされる貨物で香港を経由するものに対して香港所在の各機関が発給する非加工証明書について、「運送要件証明書」として認められるかとの、多数のお問合せが寄せられているところ、日本での輸入における取扱いについて以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 香港総商会等による証明

以下の(1)から(5)までの機関が発給した証明書が関税法施行令第 61 条第7項に規定する記載事項※を含む場合には、同条第1項第2号口の「税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書」として取り扱い、運送要件証明書と認められます。

また、RCEP 協定で中国以外の国の原産品である貨物や、RCEP 協定以外の経済連携協定による特惠税率を利用しようとする貨物が、それぞれの輸出国から香港を経由する場合についても、(1)から(5)までの機関が発給した証明書は同様に取扱います。

※関税法施行令第 61 条第7項に規定する記載事項

- ・貨物の記号、番号、品名及び数量
- ・第三国における貨物の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び 船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
- ・第三国における貨物の取扱いの状況

- (1) 香港総商会 (The Hong Kong General Chamber of Commerce)
- (2) 香港中華廠商連合会 (The Chinese Manufacturers' Association of Hong Kong)
- (3) 香港工業總會 (The Federation of Hong Kong Industries)
- (4) 香港インド商会 (The Indian Chamber of Commerce, Hong Kong)
- (5) 香港中華總商会 (The Chinese General Chamber of Commerce)

### 2. 中国検驗有限公司による証明

中国の発給機関が発給した原産地証明書で中国検驗有限公司 (China Inspection Company Limited) による非加工の証明スタンプ(署名日付入り)が付されたもの場合には、関税法施行令第 61 条第1項第2号口の「その他税関長が適当と認める書類」として取り扱い、運送要件証明書と認められます。

【問い合わせ先】  
業務部原産地調査官  
電話:045-212-6174